平成２７年（フ）第３８２２号
大阪市住吉区大領４丁目４番27号　コートふじ　202号
債務者　市橋　宏之
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８４８号
大阪府八尾市上之島町南３丁目70番地の18
債務者　恵　　弥生
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８６６号
大阪府八尾市東山本町３丁目１番27―302号
債務者　谷尻　　陵
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１３４号
大阪市西成区梅南２丁目４番29―206号
債務者　仲榮眞京子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１５２号
大阪市天王寺区寺田町２丁目５番４号　ヘーベルメゾン天王寺401号
債務者　阿久根潤一
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２８７号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番23―1106号
債務者　庵原　和哉
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２８８号
大阪市西成区旭１丁目11番３―406号
債務者　山本　康世
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８５号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保164番地11　ルビーナハウス106号室
債務者　伊藤　一枝
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４１６号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目72番地の12、前住所埼玉県川口市大字新井宿615番地の27
債務者　金子優実彦（旧姓八谷）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４７６号
埼玉県日高市大字高萩2396番地１　アイリスヴィラ102号室
債務者　三坂　直樹
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４８０号
埼玉県所沢市上新井５丁目１番地の５　フォレストヒルズＡ―202山田方、前住所新潟県佐渡市両津夷85番地　近藤方
債務者　高久　波江（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４９２号
埼玉県川越市旭町１丁目24番地12（旭ハニーハイツ103号室）、前住所富山県富山市下大久保1460番地14
債務者　中村　千春（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１４０４号
札幌市白石区中央２条６丁目６番12号　すざきハイツⅡ－１－Ａ号
債務者　木田佳奈枝（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４９３号
札幌市豊平区月寒西２条４丁目１番５―201号
債務者　吉田　直美（旧姓高松）
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４９９号
札幌市厚別区上野幌１条４丁目14番１―102号
債務者　浅野　優司
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５６５号
札幌市東区北16条東２丁目１番15―103号
債務者　島倉也寸志
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５６９号
札幌市白石区川下２条４丁目１番11号
債務者　辻崎　啓司
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部